

静岡県告示第217号

清水港内における公有水面埋立てについては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和元年8月20日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 免許の日及び番号

令和元年8月7日付け港企第75号

2 埋立人

- (1) 住 所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- (2) 氏 名 静岡県
- (3) 代表者 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

3 埋立区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津本町字南側外831番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点を順次に結ぶ公有水面との境界線（平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.67メートルにより決定））、③の地点と④の地点とを結ぶ平成24年3月28日付港企第295号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線（平成23年の春分の満潮位（D.L.+1.66メートルにより決定））、①の地点と④の地点とを結ぶ公有水面との境界線（平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.67メートルにより決定））により囲まれた区域

①の地点 清水港外港防波堤北灯台（北緯35度02分32.3秒、東経138度31分46.8秒、平成28年3月29日公表資料）から299度50分30秒742.41メートルの地点

②の地点 ①の地点から 52度51分47秒 99.76メートルの地点

③の地点 ②の地点から 322度51分47秒 24.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 232度51分47秒 99.76メートルの地点

(3) 面積

2,393.89平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区興津本町字南側外831番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ線に囲まれた区域

①の地点 清水港外港防波堤北灯台（北緯35度02分32.3秒、東経138度31分46.8秒、平成28年3月29日公表資料）から292度52分44秒821.07メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 52度51分47秒 94.00メートルの地点
㊹の地点 ㊸の地点から 142度51分47秒 10.00メートルの地点
㊺の地点 ㊹の地点から 78度46分14秒 23.35メートルの地点
㊻の地点 ㊺の地点から 142度51分47秒 10.00メートルの地点
㊼の地点 ㊻の地点から 52度51分47秒 109.76メートルの地点
㊽の地点 ㊼の地点から 322度51分47秒 10.00メートルの地点
㊾の地点 ㊽の地点から 26度57分22秒 23.35メートルの地点
㊿の地点 ㊾の地点から 322度51分47秒 16.50メートルの地点
㊽の地点 ㊿の地点から 52度51分47秒 74.24メートルの地点
㊾の地点 ㊽の地点から 322度51分47秒 92.30メートルの地点
㊿の地点 ㊾の地点から 232度51分47秒 320.00メートルの地点

(3) 面積

34,828.36平方メートル

5 埋立地の用途

緑地

6 出願年月日

平成31年 1月11日